

東松山市中期財政計画

(令和6年度～令和10年度)

【令和5年度ローリング版】



令和6年3月

東松山市

目次

はじめに

1	本計画の策定趣旨	1
2	本計画のローリング	1
3	本計画の対象とする期間と会計	1
(1)	期間	1
(2)	会計	1

◎ 中期財政計画

1	基本的な考え方	2
(1)	本計画の構成項目	2
(2)	推計のベース	2
2	歳入の見通し	3
(1)	市税	4
(2)	地方交付税	4
(3)	臨時財政対策債	4
(4)	地方譲与税、交付金	4
(5)	国庫支出金・県支出金	5
(6)	繰入金	5
(7)	地方債	5
(8)	その他	5
3	歳出の見通し	6
(1)	人件費	7
(2)	扶助費	7
(3)	公債費	7
(4)	普通建設事業費	7
(5)	物件費、維持補修費	7
(6)	補助費等	7
(7)	繰出金	7

4	歳入歳出の状況	8
5	財政調整基金残高の推移	9
6	主な財政指標の状況	10
	(1) 経常収支比率	10
	(2) 実質公債費比率	11
7	地方債残高の推移	12
8	今後の健全な財政運営に向けて	13

はじめに

1 本計画の策定趣旨

少子高齢化の進展等に伴う扶助費の増加や、公共施設等の老朽化に伴う維持補修費の増加が見込まれる状況に加え、災害、物価高騰などへの対応が重要度を増していることから、計画的な財政運営の必要性がますます高まっています。

このことを踏まえ、将来的に持続可能な行政基盤確立の一環として、中長期的な視点に立った健全な財政運営を堅持するための指針とするとともに、「第五次東松山市総合計画」を補完するものとして、平成28年3月に「東松山市中期財政計画」を策定し、以後、毎年度ローリングを行っていています。

この計画を基に、本市の目指すべき将来像の実現に向けて、施策や事業を厳選し、より実効性を高めるとともに、厳しい財政事情の中にあっても、健全な財政運営と効果的な予算執行に取り組み、持続可能な行政運営を推進します。

2 本計画のローリング（見直し）

本計画は、決算状況の推移や諸制度の改正に合わせて、毎年度ローリング方式により、計画期間と推計値の見直しを行います。

3 本計画の対象とする期間と会計

(1) 期間

本計画（令和5年度ローリング版）の対象期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

(2) 会計

対象会計は、一般会計とします。ただし、財政指標については普通会計とします。

◎ 中期財政計画

1 基本的な考え方

(1) 本計画の構成項目

- ① 歳入の見通し
- ② 歳出の見通し
- ③ 財政調整基金残高の推移
- ④ 主な財政指標の状況（経常収支比率、実質公債費比率）
- ⑤ 地方債残高の推移

(2) 推計のベース

推計のベースは、令和3年度決算額、令和4年度決算額及び令和5年度決算見込額とします。

税制、国及び県の制度等の改正が予定されているもの以外は、現行制度が継続するものとして推計しています。

2 歳入の見通し

歳入金額の見通しについて、次のとおり推計します。

○歳入の見通し

(単位：百万円)

	R6 当初	R7 見込	R8 見込	R9 見込	R10 見込
市税	13,209	13,962	14,042	13,988	14,069
地方譲与税	291	291	291	291	291
利子割交付金	4	4	4	4	4
配当割交付金	65	65	65	65	65
株式等譲渡所得割交付金	70	70	70	70	70
法人事業税交付金	185	185	185	185	185
地方消費税交付金	2,240	2,240	2,240	2,240	2,240
ゴルフ場利用税交付金	135	135	135	135	135
環境性能割交付金	50	50	50	50	50
地方特例交付金	780	120	120	120	120
地方交付税	3,653	3,583	3,523	3,575	3,515
交通安全対策特別交付金	12	12	12	12	12
分担金及び負担金	232	232	232	232	232
使用料及び手数料	403	403	403	403	403
国庫支出金	6,150	6,671	7,076	7,364	7,175
県支出金	2,497	2,501	2,498	2,499	2,579
財産収入	36	36	36	36	36
寄附金	200	250	250	300	300
繰入金	1,405	1,449	1,648	1,698	1,598
繰越金	400	400	400	400	400
諸収入	728	728	728	728	728
市債	1,365	3,234	2,282	2,400	1,988
合計	34,110	36,621	36,290	36,795	36,195

(1) 市税

- ① 個人市民税は、毎月勤労統計調査の給与推移及び生産年齢人口減少率の推移を勘案し、推計しています。
- ② 法人市民税は、推計時点での景気動向を勘案し、推計しています。
- ③ 固定資産税・都市計画税は、過去の実績を勘案し、企業誘致による増や新增築家屋の増、評価替えによる影響等を考慮し、推計しています。
- ④ 軽自動車税は、過去の実績による需要の増加及び環境性能割分を見込むものとし、また、たばこ税については、過去の実績や、税制改正による影響を考慮し推計しています。

(2) 地方交付税

- ① 普通交付税は、地方財政計画を基本とし、市税の税制改正等に伴う基準財政収入額への影響及び社会保障経費の増による基準財政需要額への影響や、算入される公債費の推移などを勘案し、推計しています。
- ② 特別交付税は、災害などの特別な財政需要に対するものであることから、令和5年度決算見込額を勘案し、推計しています。

(3) 臨時財政対策債

臨時財政対策債の発行可能額は、地方財政の財源不足の状況により決定されます。今後の地方財政の財源不足の状況や圧縮幅などを勘案し、推計しています。

(4) 地方譲与税、交付金

- ① 地方譲与税は、森林環境譲与税が増額されることから、増額を見込みます。各交付金は、国税又は県税の収入状況や制度改正の影響を受け、総額としては過去に大きく変動していないことから、これまでの実績等に基づき推計しています。
- ② 地方特例交付金は、令和5年度以降について、住宅借入金等特別税額控除及び中小企業を対象とした固定資産税の減免に伴う減収補てん措置分を推計しています。また、令和6年度のみ個人住民税の定額減税分を推計しています。

(5) 国庫支出金・県支出金

投資的経費、扶助費等に係る国庫支出金及び県支出金は、現行の制度が継続するものとして、現行の補助率により推計し、その他については令和4年度決算額及び令和5年度決算見込額の状況をもとに推計しています。

(6) 繰入金

事業の必要額や財源不足等を勘案し、財政調整基金などの基金を各事業に繰入れることとします。財政調整基金以外の基金については各事業に応じて繰入れを行い、令和元年東日本台風に関する起債償還に対しては減債基金等を繰入れ対応します。事業費の増加に伴い、基金全体の残高は減少傾向にあります。

(7) 地方債

交付税算入率の高い市債を中心に借り入れることとします。また、普通建設事業費のうち起債対象事業を精査し算出していますが、将来における公債費負担の改善を図るため、新規発行債については借入残高を勘案しつつ借入を行います。

(8) その他

これまでの実績等を勘案して推計しています。

3 歳出の見通し

歳出金額の見通しについて、次のとおり推計します。

○歳出の見通し

(単位：百万円)

歳 出		R6 当初	R7 見込	R8 見込	R9 見込	R10 見込
義務的 経費	人件費	5,825	5,969	6,119	6,275	6,438
	扶助費	9,699	9,981	10,083	10,206	10,449
	公債費	2,635	2,632	2,614	2,639	2,650
投資的 経費	普通建設事業費	2,068	4,013	3,264	3,194	2,056
	災害復旧事業費	0	0	0	0	0
その他 の 経費	物件費	6,484	6,581	6,680	6,780	6,882
	維持補修費	773	793	813	833	853
	補助費等	4,482	4,501	4,496	4,581	4,501
	積立金	56	57	59	59	59
	投資及び出資金	91	141	152	165	185
	貸付金	16	16	16	16	16
	繰出金	1,912	1,868	1,925	1,978	2,037
	予備費	69	69	69	69	69
合 計		34,110	36,621	36,290	36,795	36,195

(1) 人件費

「東松山市定員適正化計画」の設定目標に基づき、市職員数が推移するものとして推計しています。

(2) 扶助費

現状の国の制度が継続されることを前提として推計します。特に、生活保護や障害者に係る給付費については、過去の実績を勘案しながら、今後とも増加するものとして推計しています。

(3) 公債費

過去に借り入れた地方債の償還額に、毎年度、適債性のある事業について、交付税算入のある有利な地方債を中心に借り入れるものとし、償還予定額を推計しています。

(4) 普通建設事業費

普通建設事業に係る事業費について今後の事業予定を勘案し推計しています。

(5) 物件費、維持補修費

物件費については過去の決算額をもとに、増加するものとして推計しています。また、維持補修費については、今後、施設の老朽化による修繕費が増加するものとして推計しています。

(6) 補助費等

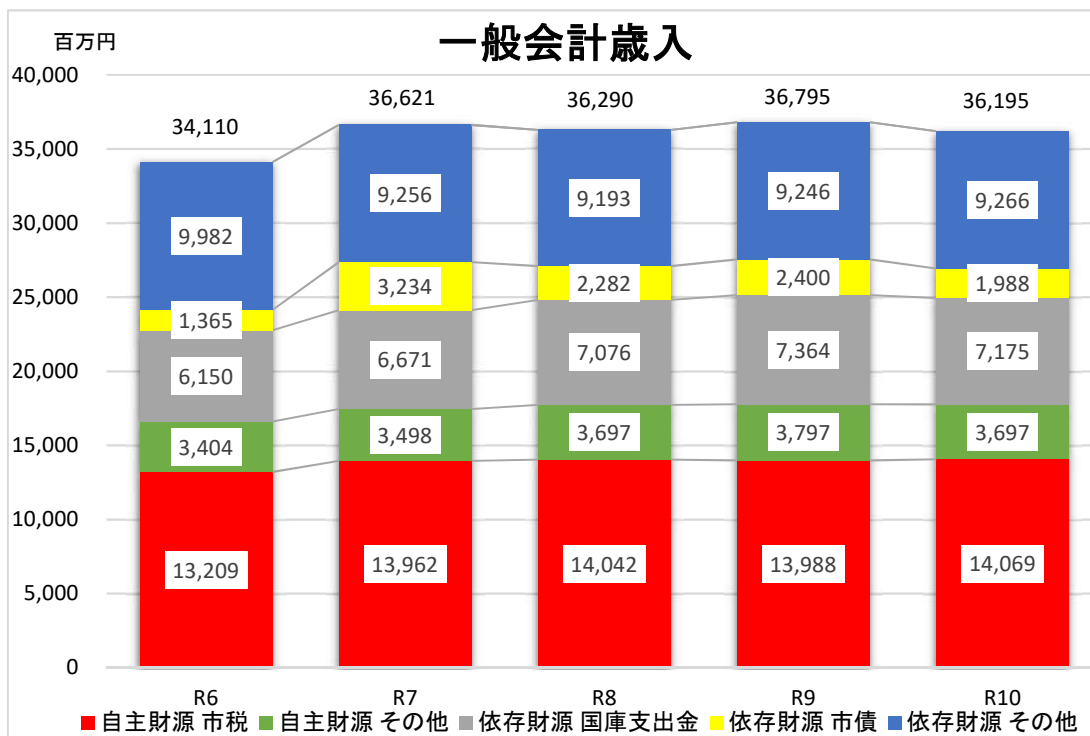
団体補助金、事業補助金については、令和5年度と同規模で推移するものとし、負担金についても実績等を勘案し推計しています。

(7) 繰出金

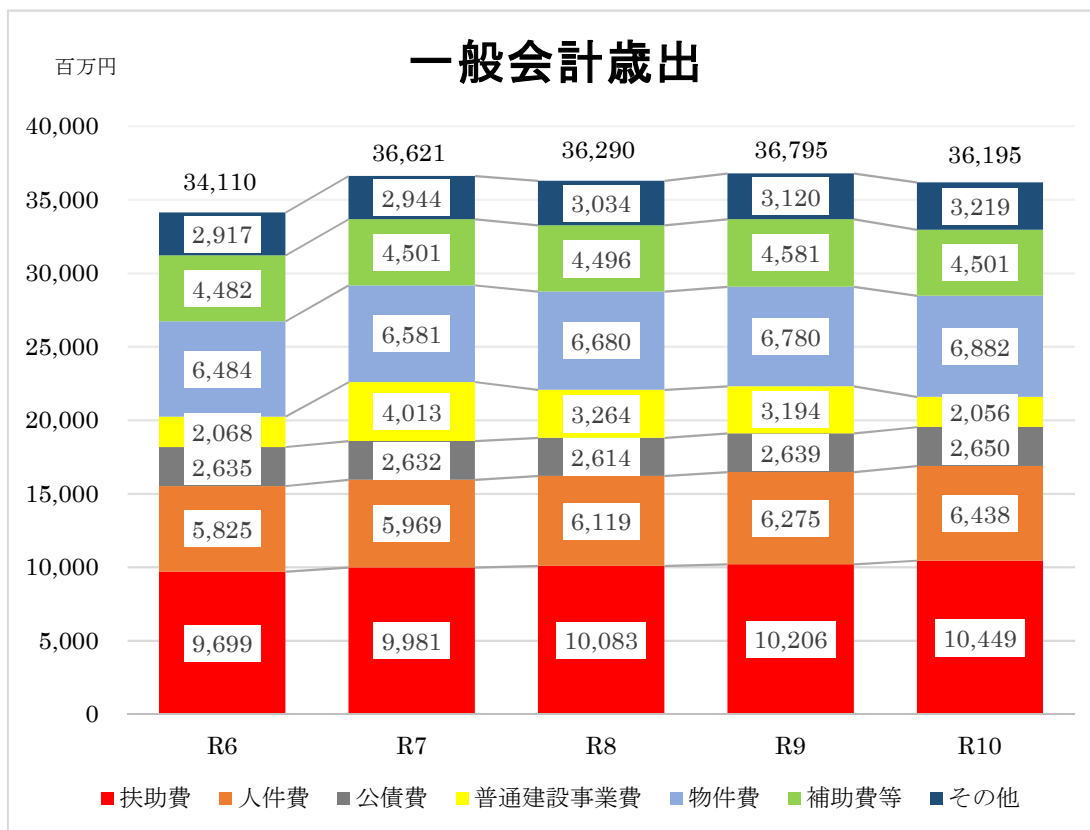
特別会計毎に個別に推計した繰出金を計上しています。

4 歳入歳出の状況

【歳入】



【歳出】



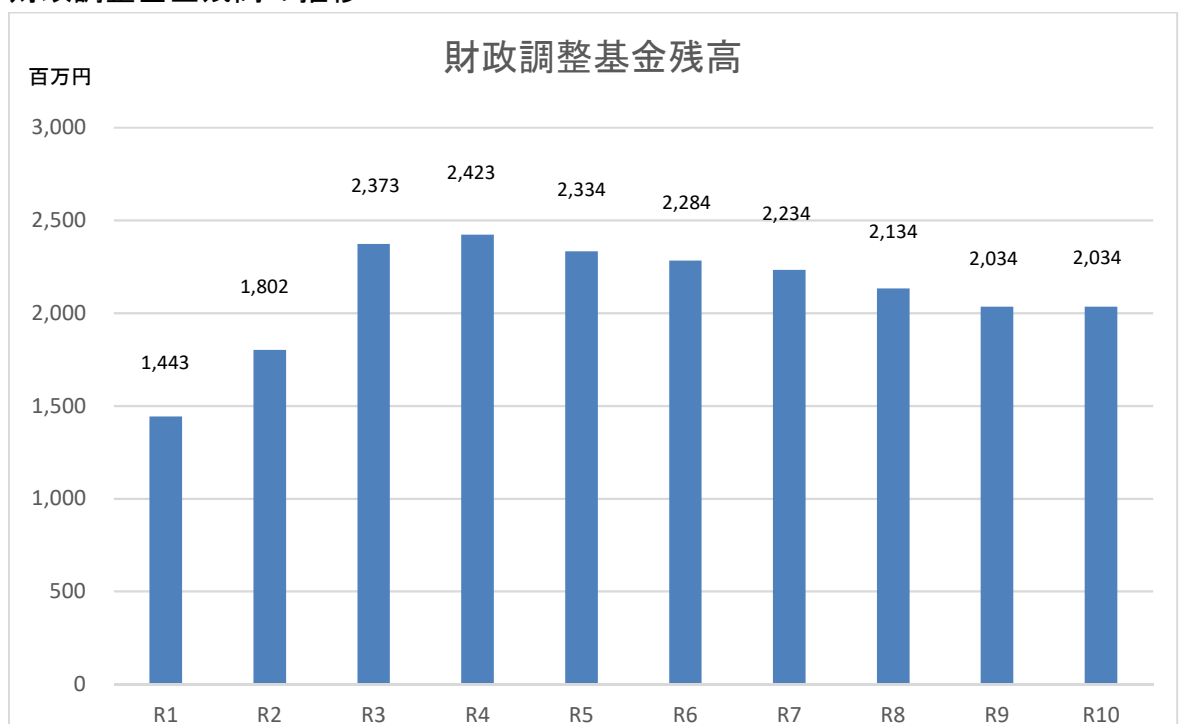
5 財政調整基金残高の推移

財政調整基金は、年度間の財源の不均衡を調整するための積立基金として地方財政法に位置づけられています。本市の財政調整基金の令和5年度末残高は、約23億3千4百万円となる見込みです。

財政調整基金の適正な規模については、標準財政規模の10%～15%の範囲が今後の財政経営において好ましいとされています。令和5年度末において、本市の財政調整基金の規模は約12%であることから、今後も、災害への対応など、緊急的な一般財源の需要に対応するため、基金残高は上記の基準に照らし、適切な金額を維持していく必要があります。

このような基準や国・県の動向、さらには財政状況等を勘案し、引き続き事業の選択と集中を行い経常経費の縮減などに取り組み、財政調整基金残高の維持を目指します。

○ 財政調整基金残高の推移



※令和4年度までは実績、令和5年度以降は見込み。

6 主な財政指標の状況

(1) 経常収支比率

経常収支比率は、財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられており、この比率は、一般的には市では75%程度が妥当とされ、80%を超えると、その団体は弾力性を失いつつあるとされています。

令和3年度決算ベースによる経常収支比率の全国の市町村平均は88.9%、同市平均（政令市、中核市、特例市を除く）は88.3%となっており、これは各自治体において財政の弾力性が失われつつある状況であるといえます。

このような状況下において、本市の令和4年度決算における経常収支比率は、93.2%（埼玉県内40市平均：93.6%）となっており、県内の他市との比較においては、平均的な状況となっています。

令和4年度は前年度と比較して4.8ポイント増加していますが、これは、光熱水費、燃料費などの物件費の増や扶助費の増などがあったことにより歳出が増加したことなどの要因によるものです。

今後も引き続き自主財源の確保と歳出の経常経費削減に努め、より効率的な財政運営を図り、比率の改善に取り組めます。

○経常収支比率の推移目標

(単位：%)

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
経常収支 比 率	93.2	96.2	96.2	96.2	96.2	96.2	96.2

※参考：令和3年度88.4%

(2) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、実質的な公債費（地方債の元利償還金等）が財政に及ぼす負担を表す指標です。これは、地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）に充当されたものの占める割合で、過去3年間の平均値を使用します。

現行の地方債協議制度のもとでは、実質公債費比率が18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となり、さらに、25%以上の団体は財政健全化団体となり、35%以上の団体は財政再生団体となります。

本市の令和4年度決算における実質公債費比率は、3.6%（埼玉県内40市平均：4.9%）となっており、県内の他市との比較においては、良好な状況にあります。

実質公債費比率については、現在の状況が良好であることから、引き続き現行水準を維持していくことを目指します。

○実質公債費比率の推移目標

(単位：%)

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
実質公債費 比 率	3.6	3.6	3.7	3.7	3.8	3.8	3.8

※参考：令和3年度3.2%

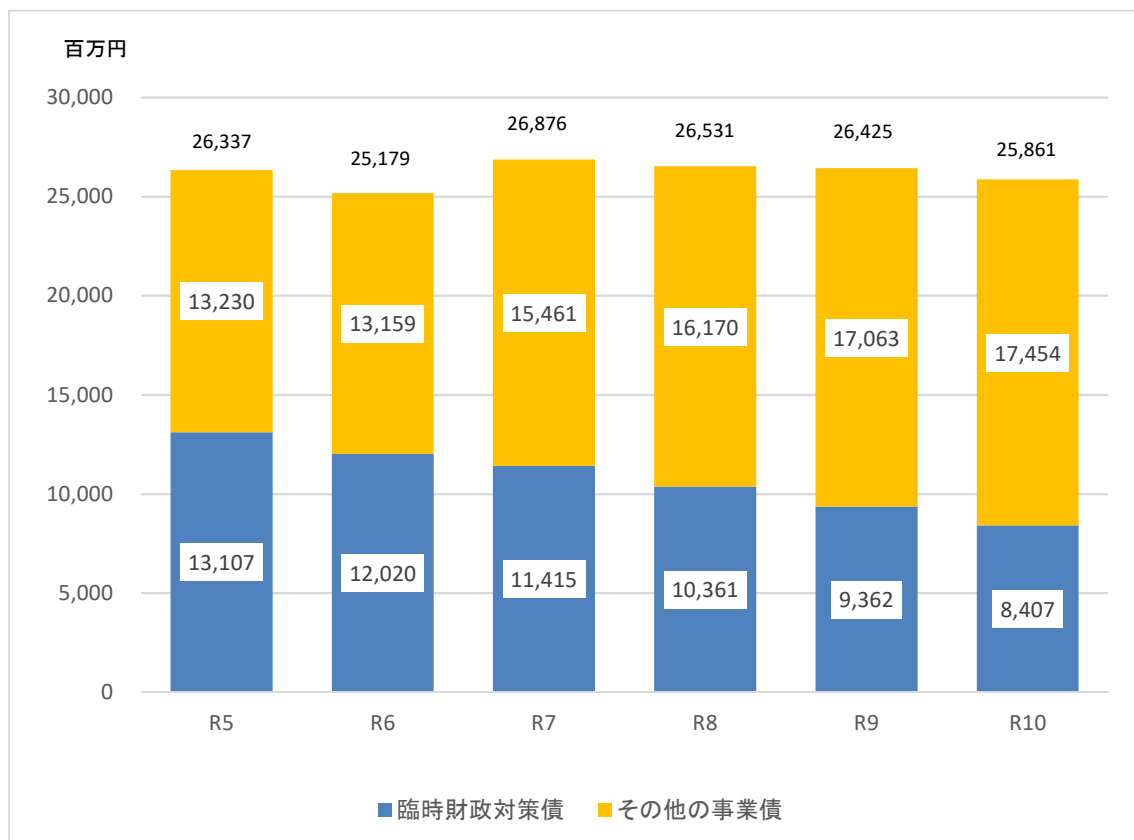
7 地方債残高の推移

普通交付税の一部を振り替える臨時財政対策債の残高は、臨時財政対策債の発行額が減少することに伴い、減少する見込みとなっています。臨時財政対策債は、地方財政収支の不足額を補てんするため、各地方公共団体が特例として発行してきた地方債で、その元利償還金相当額については、全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することとされています。その他の事業債は各年度の起債額に応じて残額が増減する見込みです。

令和10年度末の一般会計市債残高については、約258億6千百万円で、令和5年度末の市債残高と比較すると約1.8%の減少を見込んでいます。なお、臨時財政対策債を除いた場合の令和10年度末の一般会計市債残高見込みは約174億5千4百万円となる見込みです。今後も引き続き、新規発行債については借入残高を勘案しつつ借入を行います。

※ 地方債は繰越しないものとして推計

○地方債残高の推移



8 今後の健全な財政運営に向けて

本市の財政状況は、令和10年度までの5年間に直ちに危険な状況に陥ることはないものと考えられます。

しかし、今後は、歳入の根幹をなす市税収入がほぼ横ばいとどまるのに対し、少子高齢化の進展等による社会保障関連経費や、老朽化の進む公共施設の維持補修費等の増加、また、物価高騰に伴う物件費の増加が見込まれるなど、厳しさが増すものと考えられます。

このようなことから、今後は次の2点を財政運営の柱に据え、健全な財政運営の維持を目指してまいります。

- ・ 毎年度の当初予算における財源不足額をおおむね実質収支の範囲内に収め、収支均衡予算を継続します。
- ・ 財政調整基金残高については、標準財政規模10%以上の水準を維持します。

これらのことを踏まえ、引き続き、大規模事業や新たな行政需要に的確に対応するために事業の選択と集中を行い、最少の経費で最大の効果を挙げることを念頭に、着実かつ果敢に活力あるまちづくりを展開していきます。

また、「第5次総合計画後期基本計画」に掲げた「観光振興」「産業振興」「子育て支援」「防災・減災対策の推進」「地域福祉の充実」を重点課題と位置づけ、総合計画の将来像である「住みたい、働きたい、訪れたい 元気と希望に出会えるまち 東松山」の実現を目指します。

東松山市中期財政計画

(令和6年度～令和10年度)

【令和5年度ローリング版】

令和6年3月発行

発行 東松山市

編集 政策財政部財政課

〒355-8601 埼玉県東松山市松葉町1-1-58

電話 0493-23-2221 (代表)

東松山市公式ホームページ <http://www.city.higashimatsuyama.lg.jp/>